

お知らせ掲示板

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

News 01

日本一安心な観光地を目指します 持続可能な市観光モデル合意



新型コロナウイルス感染症対策と本市独自の持続可能な観光モデルの確立のため、板室温泉、塩原温泉の宿泊事業者の代表者と合意書を締結。宿泊施設従事者へのPCR検査など7項目の合意がなされました。今後、ほかの宿泊施設とも合意書を取り交わしていきます。合意事項の詳細は、市ホームページを確認してください。

お問い合わせ ☎0287(62)7156



News 03

那須ガーデンアウトレット 運営会社と包括連携協定を締結



市と、那須ガーデンアウトレットを運営する双日商業開発株式会社が連携し、それぞれの資源を有効に活用することで、相互の発展を目指すことを目的とした包括連携協定を結びました。今後は、商業・観光の振興、まちづくりや交流の促進、教育・文化・福祉の振興、災害時の支援などさまざまな分野で協力していきます。

お問い合わせ ☎0287(62)7106

News 02

PCR検査付きの旅行商品を造成 観光事業者2社と業務連携



新型コロナウイルス感染症対策と本市独自の持続可能な観光モデルの確立のため、(株)うつのみや観光・(株)向立と業務連携に関する覚書を締結しました。今後は、「持続可能な市観光モデル」合意書を取り交わした宿泊施設と連携し、PCR検査付きの旅行商品を打ち出していきます。覚書の詳細は、市ホームページを確認してください。

お問い合わせ ☎0287(62)7156



News 04

那須野ヶ原倫理法人会と 家庭の日の協定を締結



家族みんなが話し合う機会を多く持ち、絆を深め、明るく楽しい家庭を作るために、県は毎月第3日曜を「家庭の日」と定めています。このたび、市と那須野ヶ原倫理法人会は家庭の日の普及啓発活動に関する協定を結びました。今後は会員企業に対して、家庭の日の完全休業や定期的なノー残業デーの実施などの働きかけを行っていきます。

お問い合わせ ☎0287(37)5925

くまこ

入湯税を引き上げます

宿泊施設従事者のPCR検査費用の財源を確保するため、宿泊者を対象に入湯税の税率を引き上げます。なお、日帰り入浴と修学旅行の税率は変更ありません。

宿泊料金	入湯税額
20,001円以上	一般 350円 自炊 300円 (+200円)
20,000円以下 10,001円以上	一般 250円 自炊 200円 (+100円)
10,000円以下	一般 200円 自炊 150円 (+50円)

税率引き上げ期間
12月1日(火)～令和4年3月31日(木)
引き上げ後の入湯税額

お問い合わせ ☎(62)7179

令和2年分青色申告 決算説明会を中止します

例年12月に開催している青色申告決算説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。令和2年分確定申告の各種情報は国税庁

くまこ

収入が減少した人の 市税の納付を猶予します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人は、申請をすれば、1年間、市税の納付を猶予することができます。対象 次の要件をすべて満たす納税者か特別徴収義務者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の1カ月間以上、事業などの収入が前年同期に比べて約20パーセント以上減少した
 - ②市税を一度に納付することが困難
- 対象市税 来年2月1日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税

お問い合わせ ☎(62)7179

収入が減少した人の 市税の納付を猶予します

収入が減少した人は、申請をすれば、1年間、市税の納付を猶予することができます。対象 次の要件をすべて満たす納税者か特別徴収義務者

お問い合わせ ☎(62)7179

くまこ

大規模小売店舗の 変更届出書が見られます

大規模小売店舗立地法に基づき、次の店舗の変更届出書が☎商工観光課で見られます。また、内容に意見がある場合は、意見書を提出できます。

- 対象施設・変更内容
・ツルハドラッグ那須塩原島方店 (店舗名称、小売業代表者変更)
- 閲覧期限 来年2月2日(火)
- 閲覧場所・問い合わせ ☎(62)7154

市場で野菜などを 仕入れてみませんか

市場で野菜などを仕入れることができる小売業などの人を、買受人といいます。現在、黒磯那須公設地方卸売市場では、買受人を募集しています。買受人になるには、申請書などの提出が必要です。お店などを営業している、市場から野菜などを仕入れたい人は、問い合わせください。

お問い合わせ ☎(62)7154



今月のテーマ
訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に！

「不用品があれば買い取る」と突如の訪問があった。いろいろな物品を出すと「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪などを合わせて2万5千円で買い取ってもらった。その後、買い戻したいと連絡したが「商品はもう別の業者に渡した」と言われた。
【アドバイス】
○突然の訪問購入業者は、家に入れないようにしましょう。
○購入業者は、事前に承諾した物品以外の売却を求めるとはできません。違う物品の売却は、きっぱりと断りましょう。
○訪問購入の場合、契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフや購入業者に物品を引き渡さないことができます。

消費生活センター
(いきいきふれあいセンター内)
☎(63)79000
開設時間
平日午前8時30分～午後5時